

だい かい かしょう あかしししゅわげんごおよ てんじ ひょうきとうしょうがいしゃ  
第2回（仮称）明石市手話言語及び点字・ひらがな表記等障害者のコミュニケ

しゅだん そくしん じょうれいけんとういんかい  
ーション手段を促進する条例検討委員会

にちじ へいせい ねん がつ にち かようび ごご じ じ  
日時：平成26年10月14日（火曜日） 午後1時～3時

ばしよ あかししやくしよほんちようしゃ おうせつしつ  
場所：明石市役所本庁舎 303 応接室

ぎ じ がいよう  
（議事概要）

こべつとうじしゃ ついかいけん  
1 個別当事者へのヒアリングへの追加意見

もう しゃ かん  
（盲ろう者に関して）

こんかい じっし とうじしゃ めい しかくしょうがいしゃ ちょうかく  
・今回ヒアリングを実施した当事者2名は、まず視覚障害者となり、のちに聴覚

しょうがい ともな もう しゃ ひと じぶん し ひと ちょうかくしょうがい  
障害を伴う盲ろう者となった人だった。自分の知っている人は聴覚障害

さき のち しかくしょうがい ともな もう しゃ ひと ばあい  
が先で、後に視覚障害を伴って盲ろう者となっていて、そういう人の場合は

ほうほう ちが じやくしゅわ ゆびてんじ  
コミュニケーションの方法に違いがある。触手話や指点字などのコミュニケ

しゅだん つか もう しゃ  
ーション手段を使う盲ろう者にもヒアリングできないか。

じむきよく ひょうごけん ちょうかくしょうがいしゃじょうほう ねが しなざいじゅう もう  
→（事務局）兵庫県の聴覚障害者情報センターにお願いして市内在住の盲

しゃ しょうかい こんかい めい  
ろう者を紹介していただいたところ、今回の2名であった。

じょうれいけんとう しなひ とうじしゃ かぎ  
条例検討ということで市内の当事者に限ってヒアリングを

じっし  
実施した。

こうとうできしゅつしょうがいしゃ かん  
(喉頭摘出障害者に関して)

- ・中途障害者であり、見た目に障害がわかりにくい<sup>め</sup>ため、健全者<sup>けんじょうしゃ</sup>と思われる<sup>おも</sup>ことがよくある。両手<sup>りょうて</sup>がふさがっていると発声<sup>はっせい</sup>ができないため、話しかけられても答え<sup>こた</sup>られず、愛想<sup>あいそう</sup>が悪いような印象<sup>いんしょう</sup>を与<sup>あた</sup>えてしまうことがある。

ちてきしょうがいしゃ かん  
(知的障害者に関して)

- ・知的障害者の範囲<sup>はんい</sup>はかなり広<sup>ひろ</sup>く、障害<sup>しょうがい</sup>の程度<sup>ていど</sup>は人<sup>ひと</sup>によって様々<sup>さまざま</sup>である。今回<sup>こんかい</sup>ヒアリング<sup>じっし</sup>を実施<sup>めい</sup>してもらった2名<sup>ちてきしょうがいしゃ</sup>が知的障害者の代表<sup>だいひょう</sup>ということではない。フリガナがあれば当然<sup>とうぜん</sup>読みやすいが、読<sup>よ</sup>めても理解<sup>りかい</sup>できない人<sup>ひと</sup>も多い。そういう人<sup>ひと</sup>たちをどうい<sup>ささ</sup>うふうに支<sup>ちてきしょうがいしゃ</sup>えていくかということが知的障害者<sup>ちてきしょうがいしゃ</sup>にとってのコミュニケーション<sup>しえん</sup>支援<sup>い</sup>と言える。

- ・知的障害者<sup>ちてきしょうがいしゃ</sup>にとっては、読<sup>よ</sup>むことと理解<sup>りかい</sup>するということはまったく別<sup>べつ</sup>である。フリガナがふってあってなんとか読<sup>よ</sup>めても、内容<sup>ないよう</sup>を理解<sup>りかい</sup>できていないことがよくある。理解<sup>りかい</sup>するための支援<sup>しえん</sup>をどうい<sup>かたち</sup>う形でしていくのかを考<sup>かんが</sup>えていく必要がある。その人<sup>ひと</sup>の特性<sup>とくせい</sup>に<sup>おう</sup>応じた支援<sup>しえん</sup>をしていくことが大切<sup>たいせつ</sup>。

- ・喋<sup>しゃべ</sup>っていることが相手<sup>あいて</sup>に伝<sup>つた</sup>わらず、困<sup>こま</sup>ることがある。喋<sup>しゃべ</sup>り方<sup>かた</sup>の問題<sup>もんだい</sup>（滑舌<sup>かつぜつ</sup>がわるい）と語彙<sup>ごい</sup>の問題<sup>もんだい</sup>（言葉<sup>ことば</sup>を選<sup>せんたく</sup>択し組<sup>く</sup>み合<sup>あ</sup>わせることが難<sup>むずか</sup>しい）があるが、聞<sup>き</sup>き返<sup>かえ</sup>されることが幾度<sup>いくど</sup>にもわたると、面<sup>めんどう</sup>倒<sup>たう</sup>くさくなってしまうとあきらめてしまうことがある。

## 2 課題整理についての意見

・先日、障害福祉サービス利用更新の案内の手紙が届いた。墨字が読めない人

向けの活字OCRソフトで変換して概略はわかったが、重要な手続きが

必要なものは、知らせる手段を丁寧にしてほしい。確実に内容が対象者に届

くようにしてほしい。

病院で精密検査をした結果なども自分では見ることができない。ヘルパーな

ど（身内でない者）が概略を伝えることになる。

→（事務局）病院などに、データでもらいたい、もしくは自分で確認できる

形でもらいたいと伝えることをしてもよいのではないか。

・手話言語などの習得の支援という項目があがっているが、喉頭摘出障害者

の代用音声の習得に関しても支援をお願いしたい。

・前回あがった課題を、取り組み時期（検討期間）により短期と中・長期の2

通りに分けて整理してあるが、もう少し別の方法で、例えば、生活レベルで

必須な基盤レベルの保障と、差別にかかわる保障とに分けて整理するという

方法をとった方が、市や市民の責務などが明らかになるのではないか。

・差別にかかわる部分に関しては来年度に検討してもらえると理解している。

差別に関する項目は、今回の条例ではなく来年度検討予定の障害者差別

かいしょうじょうれい なか はんえい りかい  
解消条例の中に反映されると理解しているが。

→ (事務局) 今回の条例の趣旨は手話言語の普及とそれ以外の障害者のコ  
ミュニケーション手段の促進であり、その範囲の中で条例づく  
りを進めていく。障害者差別解消については来年度、あらた  
めて検討を進めていく。今回のヒアリングと前回の委員からの  
意見の中にも、障害者差別解消条例の中に盛り込んでいくべ  
きと思われる項目がたくさんある。今回出していただいた意見  
は、このたびの条例の延長線上にある来年度の障害者差別  
解消条例検討委員会に引き継いでいく。

・ 今回の条例では、コミュニケーション手段というところがメインだと理解し  
ている。人と人との出会いの第一歩がコミュニケーションであり、相互理解の  
ための第一歩になる条例だと思っている。

・ 聴覚障害がある人のコミュニケーションを支援していくことを通じて、コ  
ミュニケーションの相手方(健聴者)に「聴覚障害のある人にはこういう  
配慮が必要だ」ということを自ら意識してもらうことが手話通訳者の役割。  
さらに一歩進んで、健聴者に対して「ひよっとしたら無意識のうちに差別を  
してしまっていたのかもしれない」という気づきを与えることができる場合  
もある。そういう点でも今回の条例は障害者差別解消条例の前段階の取

く りかい  
り組みと理解している。

- かだいせいり しりょう かくしょうがい いちらんひょう りかい  
・課題整理の資料を、各障害ごとに一覧表にしてもらえると理解しやすい。

→ (じむきょく) てんやく おんせいよ あ はいりよ  
→ (事務局) 点訳やパソコンによる音声読み上げなどに配慮するとテキスト  
ベースでつくっていくことがげんそくとなる。すべての人がみやすい  
とおも くとふう  
と思えるよう工夫していきたい。

### 3 その他の意見

- おな しょうがい ひと ばあい しょうがいしゃてちょうこうふ さい しょうがいしゃ  
・同じような障害のある人がいる場合、障害者手帳交付の際などに障害者

だんたい  
団体などにつなげてほしいという意見があったが、ぎょうせいがわ しょうがいしゃてちょう  
行政側が障害者手帳

こうふしゃ じょうほう ていきょう きょうりょく  
交付者の情報を提供するといった協力はできないのか。

→ (じむきょく) しょうがいしゃ こじんじょうほう べつ しょうがいしゃ かた ぎょうせい ていきょう  
→ (事務局) 障害者の個人情報<sup>を</sup>別の障害者の方に行政が提供するとい

うことは、こじん どうい ふかのう しょうがいしゃてちょう  
うことは、個人の同意があれば不可能ではないが、障害者手帳

こうふ こべつ じむ なか こじん じょうほうこうかい かん げんじょう  
交付など個別の事務の中での個人の情報公開に関しては現状

むずか  
では難しい。

しょうがいふくしか しょうがいしゃてちょうこうふ じ かんけいだんたい しょうかい  
(障害福祉課) 障害者手帳交付時は、関係団体を紹介するにとどめてい

る。

- たとし さきが じょうれい どうよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつようぐ  
・他都市に先駆けてのこのような条例と同様に、障害者の日常生活用具の

しきゅうかくじゅう せつきよくてき と く こうとうてきしゅつしょうがいしゃ きかんこう  
支給拡充にも積極的に取り組んでほしい (喉頭摘出障害者の気管孔を

ほご しょうぐ  
保護する装具など)。